

「マレーシア・インド包括的経済協力協定 (MICECA) 発効」

三菱東京ＵＦＪ銀行
国際企画部 情報戦略グループ

7 月 1 日発効したマレーシア・インド包括的経済協力協定により、両国間の貿易・投資は拡大する見込みです。
同協定による物品関税引き下げ時期は、ASEAN インド FTA より早くなっています。

1. マレーシア・インド包括的経済協力協定 (MICECA) 発効

7 月 1 日、マレーシア・インド間で自由貿易協定 (FTA) を含む包括的経済協力協定 (MICECA = Malaysia India Comprehensive Economic Cooperation Agreement) が発効した。本協定は 2010 年 10 月締結に合意し、2011 年 2 月調印されていたもの。

本協定には、物品の関税率引き下げを目的とした自由貿易協定の他、サービス貿易、投資、経済協力の各分野における両国経済関係深化のための取り決めが盛り込まれている。

マレーシアの結んだ二国間 FTA としては、日本、ニュージーランド、パキスタン、チリとのものに続く 5 つ目の FTA となる。

協定の全文は、以下の URL から参照可能。

http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_54ce4f96-c0a8156f-2af82af8-6735df31&curpage=tt

2. 物品関税引き下げのための原産地規則 (R00)

物品関税引き下げのための原産地規則は「『原産地調達率 35%以上の達成、かつ、関税分類コード 6 桁基準において関税分類コードが変更されていること』または、『品目別の原産地規則を満たすこと』とされている。

詳細については、前述の URL から MICECA Agreement を選択し、11 ページご参照。

3. 物品関税率の引き下げスケジュール

MICECA においては、2019 年までに物品関税の引き下げが行われる。関税引き下げスケジュールは以下の通り。

ノーマルトラック、センシティブ品目について ASEAN インド間の FTA よりも関税引き下げの時期が 3～6 カ月早くなっている。また、インド側はパーム油の関税引き下げの時期を 1 年早めている他、パーム油 3 製品を関税引き下げ対象製品に加えている。

【MICECAにおける関税引き下げのスケジュール】

区分	概要	備考
除外品目 (Exclusion List)	インド側: 1,225品目 マレーシア側: 838品目	関税引き下げから除外される品目数は、ASEAN・インド間の FTA に比べて減少している。ASEAN・インド間 FTA における除外品目数は次の通り。 インド側: 1,298品目、マレーシア側: 898品目。
ノーマルトラック1 (Normal Track 1)	2013年9月30日までに関税撤廃	ASEAN・インド間の FTA に比べ3カ月早く関税撤廃を達成。
ノーマルトラック2 (Normal Track 2)	2016年6月30日までに関税撤廃	ASEAN・インド間の FTA に比べ6カ月早く関税撤廃を達成。
センシティブ品目 (Sensitive Track)	2016年6月30日までに5%まで関税引き下げ	ASEAN・インド間の FTA に比べ6カ月早く関税引き下げを達成。
パーム油 (Refined Palm Oil)	2018年12月31日までに45%までインド側の関税引き下げ	ASEAN・インド間の FTA に比べて1年早く関税引き下げを達成。
パーム油製品 (3 Palm Oil Product)	2018年12月31日までに45%までインド側の関税引き下げ	当該3製品は ASEAN・インド間の FTA では、関税引き下げ対象品目になっていない。
【マレーシアのみ】 高度センシティブ品目 (Highly Sensitive List)	1. 関税率50%超のものの関税率を 2018年12月31日までに50%に引き下げ 2. 関税率50以下のものの関税率を 2018年12月31日までに、(1)50%、または (2)25%に引き下げ	
【インドのみ】 特別品目 (Special Products)	関税率を2018年12月31日に37.5～ 50%まで段階的に引き下げ	
【インドのみ】 スペシャルトラック (Special Track)	4～7年間で関税率を5～20%まで段階 的に引き下げ	

(出所) マレーシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

4. インド側の関税引き下げスケジュールの例

インド側の関税引き下げスケジュールの一例を以下に記載する。詳細については、前述の URL 参照。

【MICECAによるインド側の関税引き下げスケジュールの例】

関税コード	品目名	関税引き下げ時期(各年の1月1日より)と関税率(%)							
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
0306.12	ロブスター Lobsters	20	10	0	0	0	0	0	0
0705.11	キャベツ Cabbage lettuce	20	10	0	0	0	0	0	0
1604.15	サバ Mackerel	20	15	13	13	11	8	5	0
3823.11	ステアリン酸 Stearic Acid (Crude)	15	13	12	12	10	8	6	5
8205.1	ドリル (Drilling threading or tapping tools)	5	5	2.5	0	0	0	0	0
8415.10.10	スプリット型エアコン (Airconditioning machines [split system])	8	7	7	7	6	6	5	5
8516.40.00	電気アイロン (Electric smoothing irons)	8	7	7	7	6	6	5	5
8708.40	ギアボックス (Gearboxes and parts)	5	5	2.5	0	0	0	0	0
8711.30.10	スクーター (Scooter)	26	23	20	20	16	13	9	5
8711.30.20	オートバイ(250cc~500cc) (Motor-cycles)	26	23	20	20	16	13	9	5

(出所) マレーシア政府資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成

《参考サイト》

マレーシア政府ホームページ (MICECA FAQs)

http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.article.Article_36eeebfb-c0a8156f-34c634c6-3f0b107b

本レポートに関するお問い合わせ先

国際企画部 情報戦略グループ 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京) 03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772

受付時間／月～金曜日 9：00～17：00(祝日・12/31～1/3 等を除く)